



宮 崎 県 公 報

平成19年9月30日 (日曜日) 号外 第 102 号

発 行 宮 崎 県

印 刷 宮崎市旭 1 丁目 6 番 25 号

小 柳 印 刷 株 式 会 社

発 行 定 日 毎週月・木曜日

購読料 (送料共) 1 年 36,000 円

目 次

条 例

○政治倫理の確立のための宮崎県議会の議員の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例……………	1
--	---

条 例

政治倫理の確立のための宮崎県議会の議員の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年九月三十日

宮崎県知事 東国原 英 夫

宮崎県条例第五十九号

政治倫理の確立のための宮崎県議会の議員の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例

政治倫理の確立のための宮崎県議会の議員の資産等の公開に関する条例 (平成七年宮崎県条例第三十八号) の一部を次のように改正する。

第二条第一項第四号中「、貯金 (普通貯金を除く。) 及び郵便貯金 (通常郵便貯金を除く。)」を「及び貯金 (普通貯金を除く。)」に、「、貯金及び郵便貯金」を「及び貯金」に改め、同項第五号を削り、同項第六号中「証券取引法」を「金融商品取引法」に改め、同号を同項第五号とし、同項第七号から第十号までを一号ずつ繰り上げる。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条第一項第四号の改正規定及び次項の規定は、平成十九年十月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の第二条第一項第四号の規定の適用については、平成十九年十月一日前に有していた郵便貯金（通常郵便貯金を除く。）及び郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第百二号）附則第三条第十号に規定する旧郵便貯金（通常郵便貯金を除く。）は、預金とみなす。